

官総 10-33
令和3年3月8日

全国間税会総連合会
会長 大谷 信義 殿

国税庁総務課長
細 田 修 一
(官印省略)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長について（依頼）

平素から税務行政に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、3月5日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定に基づき、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県等の4都県について、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することとされました。

また、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されたことにより、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から当庁宛に周知依頼が参りました。

つきましては、貴会におかれましても、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大防止に引き続き取り組んでいただけるよう御協力をお願い申し上げますとともに、会員の皆様に対しましても、別紙資料を活用し、周知を行っていただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 1 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を 3 月 21 日まで延長し、令和 3 年 3 月 8 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 1 月 8 日から 3 月 21 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。